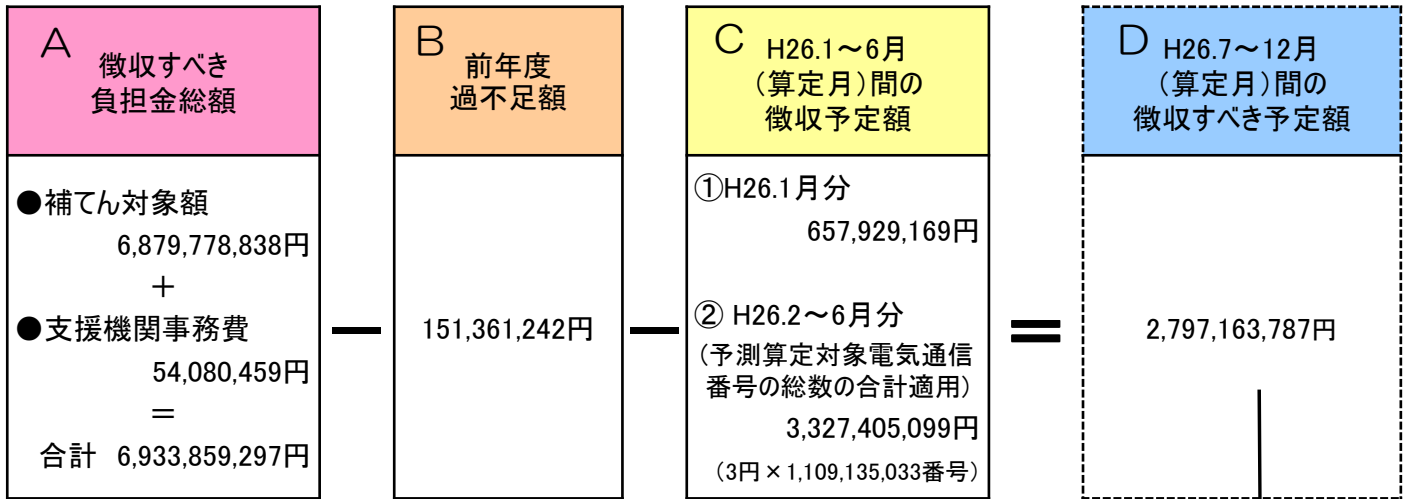
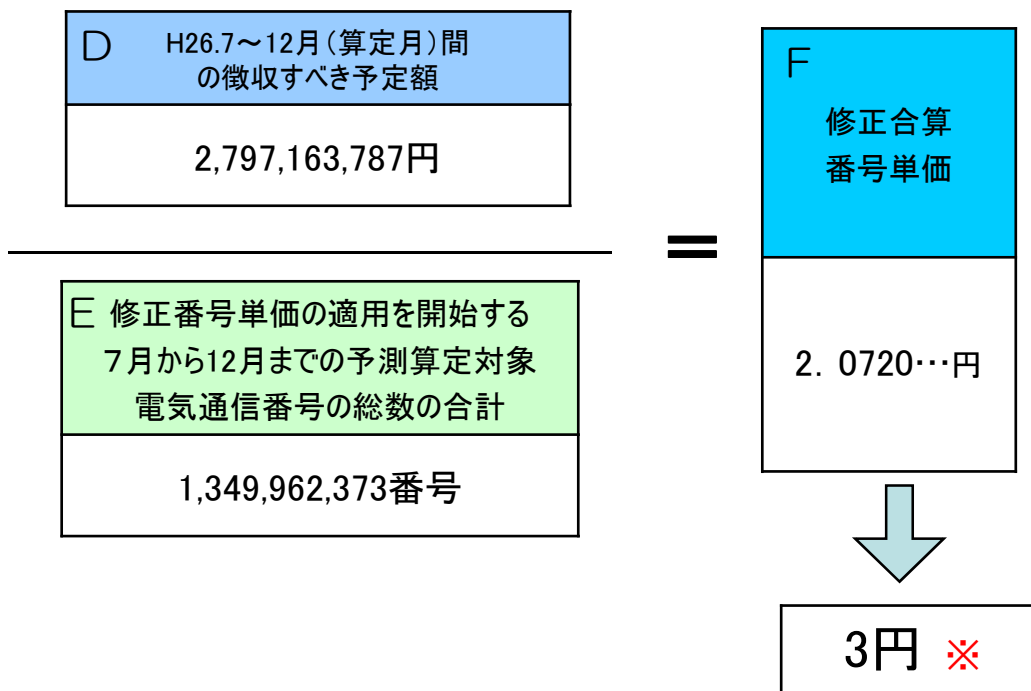


I. 修正合算番号単価の算定

(1) H26.7～12月の間の要徴収負担金額の算出 (A-B-C=D)



(2) (1)の負担金額徴収のための合算番号単価の算定 (D÷E=F)



※ 総務省告示第429号第4条第2項に基づき、
 整数未満を切り上げとした

Ⅱ-1. 修正番号単価の算定 【NTT東日本】

(1) H26.7~12月の間で徴収すべき額を算出 (A東-B東-C東=D東)

A東 徴収すべき 負担金総額	B東 前年度 過不足額	C東 H26.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	D東 H26.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
●補てん対象額 4,114,163,355円 + ●支援機関事務費 32,340,552円 = 合計 4,146,503,907円	88,706,282円	①H26.1月分 393,446,963円 ② H26.2~6月分 (予測算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 1,989,815,145. 72655円 (1.79402425円 × 1,109,135,033番号)	1,674,535,516. 27345円

(2) 修正合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、修正合算番号単価算出時に導き出したH26.7~12月間の徴収すべき額で除する
 (F × D東 ÷ D = NTT東日本修正番号単価)

F 修正合算 番号単価	×	D東 H26.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	÷	D 修正合算番号単価の H26.7~12月(算定月)間 の徴収すべき見込額
3円		1,674,535,516. 27345円		2,797,163,787円

= 1. 79596439 円

Ⅱ-2. 修正番号単価の算定 【NTT西日本】

(1) H26.7~12月の間で徴収すべき額を算出 (A西 - B西 - C西 = D西)

A西 徴収すべき 負担金総額	B西 前年度 過不足額	C西 H26.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	D西 H26.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
●補てん対象額 2,765,615,483円 + ●支援機関事務費 21,739,907円 = 合計 2,787,355,390円	62,654,960円	① H26.1月分 264,482,206円 ② H26.2~6月分 (予測算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 1,337,589,953.27345円 (1.20597575円 × 1,109,135,033番号)	1,122,628,270.72655円

(2) 修正合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、修正合算番号単価算出時に導き出したH26.7~12月間の徴収すべき額で除する
 (F × D西 ÷ D = NTT西日本修正番号単価)

F 修正合算 番号単価	×	D西 H26.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	÷	D 修正合算番号単価の H26.7~12月(算定月)間 の徴収すべき見込額
3円		1,122,628,270.72655円		2,797,163,787円

= 1.20403561 円